

名古屋芸術大学大学院学則

目次

- 第1章 総則（第1条－第9条）
- 第2章 学年、学期、休業日、修業年限等（第10条－第12条）
- 第3章 入学、休学、退学等（第13条－第22条）
- 第4章 授業（第23条－第27条）
- 第5章 課程の修了及び学位（第28条－第29条）
- 第6章 委託生、科目等履修生及び外国人留学生（第30条－第33条）
- 第7章 教員免許状（第34条）
- 第8章 賞罰（第35条－第36条）
- 第9章 補則（第37条）

第1章 総則

（目的）

第1条 名古屋芸術大学大学院（以下「本大学院」という）は、芸術の理論及び応用並びに人間発達の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 各研究科・専攻の目的は、別表第0のとおりとする。

（自己評価等）

第2条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、常に自ら点検・評価を行う。

2 前項の自己点検・自己評価については、名古屋芸術大学（以下「本学」という）の自己点検・自己評価に関する諸規程を準用する。

（研究科）

第3条 本大学院に、美術研究科、デザイン研究科、音楽研究科及び人間発達学研究科を置く。

（課程）

第4条 研究科の課程は、修士課程とする。

（専攻及び収容定員）

第5条 研究科の専攻及び学生定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	学生定員	
		入学定員	収容定員
美術研究科	美術専攻	10	20
デザイン研究科	デザイン専攻	10	20
音楽研究科	声楽専攻	5	10
	器楽専攻	6	12
	音楽学専攻	8	16
人間発達学研究科	子ども発達学専攻	10	20

（研究科長）

第6条 各研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、その研究科に関する校務をつかさどり、研究科を統轄する。

(大学院委員会及び研究科委員会)

第7条 本学大学院に大学院委員会及び研究科委員会を置く。

(大学院委員会)

第8条 大学院委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 研究科長
- (4) 各研究科の教授又は准教授2人
- (5) 図書館長
- (6) 経営本部業務部長
- (7) 経営本部広報部長
- (8) 経営本部学務部長
- (9) 経営本部地域・社会連携部長

2 大学院委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 大学院学則その他大学院全体に係る重要な規則の制定及び改廃に関する事項
- (2) 研究科又は専攻の設置及び廃止に関する事項
- (3) 大学院の予算に関する事項
- (4) 大学院の自己点検・自己評価に関する事項
- (5) 各研究科間の連絡調整に関する事項
- (6) その他学長が必要と認めた事項
- (7) その他名古屋自由学院理事会承認を必要とする事項

3 第1項から前項までに規定するもののほか、大学院委員会に関する事項は、別に定める。

(研究科委員会)

第8条の2 各研究科に研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、当該研究科の次の教員をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 研究科の授業を担当する専任の教授、准教授及び講師

3 研究科委員会は、当該研究科に係る教育、研究上の重要事項を審議する。

4 第1項から前項までに規定するもののほか、研究科委員会に関する事項は、別に定める。

(授業料等)

第9条 入学検定料、入学金、授業料、実習費、教育充実費等（入学検定料を除き、以下「学納金」という）の額は、別表第Iのとおりとする。

2 学校法人名古屋自由学院が設置する「名古屋芸術大学大学院、名古屋芸術大学、名古屋芸術大学短期大学部及び名古屋芸術大学保育専門学校」（以下「大学等」という。）のいずれかの大学等に在籍したことのある者（科目等履修生、研究生、研修生を除く。）が、入学する場合の入学金については全額免除する。

3 第1項から前項までに規定するもののほか、学納金に関する事項は、別に定める。

第2章 学年、学期、休業日、修業年限等

(学年、学期、休業日)

第10条 学年、学期、休業日については、本学学則第6条より第8条までの規定を準用する。

(修業年限)

第11条 研究科の標準修業年限は、2年とする。

(在学年限)

第12条 学生は、研究科に4年を越えて在学することができない。

2 前項の期間には、休学の期間を算入しない。

第3章 入学、休学、退学等

(入学の時期)

第13条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第14条 本大学院の入学資格者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第104条第7項の規定により独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、その後に入学者を本大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
- (10) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者であって、22歳に達した者

(入学の志願手続)

第14条の2 本学大学院に入学を志願する者は、出願の期日までに所定の書類を当該研究科長に提出し、検定料を納付しなければならない。

(選考)

第15条 入学志願者に対して、入学試験を行う。

2 入学試験に関する必要な事項は、別に定める。

(入学許可)

第16条 入学許可は、当該研究科の意見を聴いて、学長が行う。

(入学手続)

第16条の2 本大学院生として入学しようとする者は、入学金及び授業料等を所定の期日までに納付し、誓約書及び住民票記載事項証明書を当該研究科長に提出しなければならない。ただし、本学の学部を卒業した者は入学金の納入を免除する。

2 学長は、前項に規定する入学手続を経た者に対し、入学を許可する。

(再入学)

第17条 学長は、本大学院を退学した者、または第22条第1号又は第3号の規定により除籍された者で再入学を志願する者がある場合、選考のうえ、研究科委員会の議を経て入学を許可することがある。

2 再入学の時期は期の始めとし、再入学前の在学年数は、再入学後の在学年数に加算するものとする。

(転入学)

第18条 学長は、他の大学院から転入学を志願する者がある場合、選考のうえ、研究科委員会の議を経て入学を許可することができる。

(休学)

第19条 疾病その他やむを得ない事由（以下「休学事由」という。）により休学しようとする学生は、学長に対し、休学願を提出しなければならない。

2 休学の期間は1年を越えることができない。ただし、学長は、特別の理由によりやむを得ないと認めるときは、学生の願により、休学の期間（以下「休学期間」という）を更に1年延長することを認めることができる。

3 休学期間は、通算して2年を越えることはできない。

4 休学期間中の学納金の納入については、本学学則第43条を準用する。

(復学)

第20条 学生は、休学期間の満了又は休学事由の消滅により復学しようとするときは、学長に対して復学願を提出し、その許可を得なければならない。

(退学)

第21条 学生は、やむを得ない事由により退学しようとするときは、学長に対し、退学願を提出しなければならない。

(除籍)

第22条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者を除籍することができる。

- (1) 納付金の納入を怠り、督促しても納入しない者
- (2) 在学年限を越えた者
- (3) 休学期間満了後も就学することのできない者

第4章 授業

(授業科目及び単位数)

第23条 研究科が開設する授業科目及び単位数は、別表第Ⅱのとおりとする。

(単位修得の認定)

第24条 学長は、授業科目を履修した学生に対して、認定のうえ単位を与える。

2 単位の認定は、試験によるものとし、その方法は別に定める。

(他の大学院及び本学学部授業科目の履修と単位認定)

第25条 本大学院が教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院及び本学学部の授業科目を履修することを認める。

2 他の大学院で履修した授業科目について修得した単位は、10単位を超えない範囲で、本大学院における授業科目の履修により修得した単位とみなすことができる。

3 本学学部の授業科目を履修して認定された単位は、4単位を超えない範囲で本大学院における授業科目を履修して修得した単位とみなすことができる。

(入学前に他の大学院において修得した単位認定)

第26条 本大学院が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に、他の大学院の授業科目を履修して修得した単位を、10単位を超えない範囲で、本大学院に入学した後に本大学院の授業科目を履修したものとみなすことができる。

(研究指導)

第27条 学生は、履修する授業科目の選択及び修士論文または修士作品若しくは修士演奏（以下「修士論文等という）について、担当教員による指導（以下「研究指導」という）を受けなければならない。

2 研究科委員会が教育上有益と認めるときは、学生は、他の大学院又は研究所等において、必要な研究指導を受けることができる。但し当該研究指導を受ける期間は1年を越えないものとする。

第5章 課程の修了及び学位

(課程の修了)

第28条 学長は、学生が本大学院に2年以上在学し、別に定めるところにより30単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士論文等についての研究成果の審査及び最終試験に合格したときは、本大学院の課程の修了を認定する。

2 前項の審査及び最終試験については、別に定める。

3 修業年限は、特に優れた業績が認められる学生については、第11条の規定にかかわらず、本大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

(学位の授与)

第29条 学長は、美術研究科、デザイン研究科及び音楽研究科の課程を修了した者には、修士（芸術）の学位を授与する。また、人間発達学研究科の課程を修了した者には、修士（教育学）の学位を授与する。

第6章 委託生、研修生、科目等履修生及び外国人留学生

(委託生)

第30条 学長は、国、地方公共団体または他の研究機関や民間企業等から、その職員の本大学院における研修を委託されたときは、本大学院における授業及び研究に支障のない限り、選考のうえ、委託生として入学を許可することができる。

2 委託生に関する事項は、別に定める。

第31条 (削除)

(科目等履修生)

第32条 学長は、本大学院において特定の授業科目の履修を志望する者がいるときは、本大学院における授業及び研究に支障のない限り、選考のうえ、科目等履修生として履修を許可することができる。

2 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第33条 学長は、外国人（日本で永住権を有する者を除く）であって、本大学院において教育を受ける目的をもって入学し、本大学院入学を志願する者がいるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

第7章 教員免許状

(教育職員免許状)

第34条 本大学院美術研究科、デザイン研究科、音楽研究科又は人間発達学研究科における授業科目より、教育職員免許法（以下「免許法」という。）及び教育職員免許法施行規則（以下「免許法施行規則」という。）に定める必要単位数を修得した者が受けることのできる教育職員免許状の種類は、次のとおりとする。

研究科	専攻	免許状の種類	免許教科
美術研究科	美術専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	美術 美術・工芸
デザイン研究科	デザイン専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	美術 美術・工芸
音楽研究科	声楽専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	音楽 音楽
	器楽専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	音楽 音楽
	音楽学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	音楽 音楽
人間発達学研究科	子ども発達学専攻	幼稚園教諭専修免許状 小学校教諭専修免許状	— —

2 幼稚園教諭専修免許状、小学校教諭専修免許状、中学校教諭専修免許状又は高等学校教諭専修免許状を取得できる者は、それぞれ幼稚園教諭1種免許状、小学校教諭1種免許状、中学校教諭1種免許状又は高等学校教諭1種免許状授与の所要資格を有する者に限る。

3 各専攻の学生が免許法に定める免許状の授与に係る所要資格を得るために修得しなければならない単位は、次の各号に掲げる免許法施行規則に定める科目の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- | | | |
|--------------|-----------------------|----------|
| (1) 美術専攻 | 免許教科「美術」の大学が独自に設定する科目 | 別表第Ⅲ-1-1 |
| (2) 美術専攻 | 免許教科「工芸」の大学が独自に設定する科目 | 別表第Ⅲ-1-2 |
| (3) デザイン専攻 | 免許教科「美術」の大学が独自に設定する科目 | 別表第Ⅲ-2-1 |
| (4) デザイン専攻 | 免許教科「工芸」の大学が独自に設定する科目 | 別表第Ⅲ-2-2 |
| (5) 声楽専攻 | 免許教科「音楽」の大学が独自に設定する科目 | 別表第Ⅲ-3-1 |
| (6) 器楽専攻 | 免許教科「音楽」の大学が独自に設定する科目 | 別表第Ⅲ-3-2 |
| (7) 音楽学専攻 | 免許教科「音楽」の大学が独自に設定する科目 | 別表第Ⅲ-3-3 |
| (8) 子ども発達学専攻 | 「幼稚園教諭」の大学が独自に設定する科目 | 別表第Ⅲ-4-1 |
| (9) 子ども発達学専攻 | 「小学校教諭」の大学が独自に設定する科目 | 別表第Ⅲ-4-2 |

第8章 賞 罰

(表 彰)

第35条 学長は、学生として表彰に価する行為があるときは、研究科委員会の議を経て、これを表彰することができる。

(懲 戒)

第36条 学長は、教育上必要があると認めるときは、研究科委員会の議を経て学生を懲戒することができる。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

第9章 補 則

(補 則)

第37条 この学則施行に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、学長が定める。

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成10年度以前の入学者については、研究科委員会が別に定める場合を除いて従前の学則を適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成11年4月24日から施行し、平成11年4月1日から適用する。
- 2 平成10年度以前の入学者については、研究科委員会が別に定める場合を除いて従前の学則を適用する。

附 則

この改正学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 第9条第2項については、平成15年度入学生から適用する。

附 則

この改正学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度以前の入学者については、研究科委員会が別に定める場合を除いて従前の学則を適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成17年度以前の入学者については、研究科委員会が別に定める場合を除いて従前の学則を適用する。

附 則

この改正学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成21年12月19日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前の入学者については、研究科委員会が別に定める場合を除いて従前の学則を適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前の入学者については、研究科委員会が別に定める場合を除いて従前の学則を適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前の入学者については、研究科委員会が別に定める場合を除いて従前の学則を適用する。

附 則

- 1 この改正学則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 令和4年度以前の入学者については、研究科委員会が別に定める場合を除いて従前の学則を適用する。

別表